

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

本計画は、袋井商工会議所の管轄エリアである旧袋井地域について定めるものである。

1 現状

(1) 地域の概要

袋井市は静岡県西部に位置し、人口約 8 万 8 千人（市全体）を有する。東西に掛川市・磐田市、北に森町と接し、東名・新東名高速道路や国道 1 号、国道 150 号が横断するなど交通利便性が高い一方、災害時には交通網の寸断が経済活動に影響を及ぼすリスクもある。市内では農業と製造業が調和し、自動車部品や食品製造など中小企業が多数立地。地域企業の事業継続力の強化は、地域経済の早期復旧に直結する。地域的には、太田川水系の浸水や南海トラフ地震による震度 7・津波被害が想定されており、市は地域防災計画に基づき、防潮堤・命山・津波避難タワーの整備を進めてきたほか、防災訓練を継続している。また感染症対策として業務継続計画を策定し、行政機能維持と経済支援体制を確立。袋井商工会議所もこれと連携し、中小企業の防災・減災および感染症対応の支援強化を進めている。

(2) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

袋井市の洪水ハザードマップは、水防法に基づき、太田川水系（太田川・原野谷川・敷地川・宇刈川・逆川）を対象として、想定しうる最大規模の降雨（24 時間総雨量 629.5mm）によって堤防の決壊や越水が発生した場合を前提としている。この条件下では、市南部の浅羽地区を含む平野部のほぼ全域で 0.5m～3.0m の浸水が想定される。特に原野谷川沿いの JR 東海道線沿線の工場地域、地盤の弱さが指摘される国本地区、村松地区、新池地区などでは 3.0m～5.0m の浸水が見込まれ、さらに市域の北部では 5.0m 以上の浸水深が想定されている。実際の被害事例では、①令和元年（2019 年）台風 19 号の際に、太田川や原野谷川の水位が上昇し、高南地区や袋井東地区を中心に床上・床下浸水の被害が発生。②令和 4 年（2022 年）台風 15 号では、主に三川地区、袋井東地区、高南地区、宇刈地区で床上・床下浸水や道路冠水などの被害が発生し、18 の避難所が開設され最大 75 世帯 178 人が避難。床上浸水 105 件、床下浸水 187 件の被害が報告された。

(土砂災害：ハザードマップ)

袋井市内では、令和 6 年 3 月末時点で土石流 49 箇所、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）270 箇所の合計 319 箇所が土砂災害警戒区域等に指定されている。土石流については、三川地区・豊沢地区に危険箇所が多く、急傾斜地崩壊については、豊沢～宇刈地区の広い範囲で指定されており注意が必要。とりわけ豊沢地区は、土石流・急傾斜地崩壊のいずれの危険箇所が集中しており、住宅も多く立地していることから、居住・生活・事業におけるリスクが高い地域とされている。

(地震：静岡県第4次地震被害想定)

県が公表した「第4次地震被害想定」では、レベル1（東海・東南海・南海地震）とレベル2（南海トラフ巨大地震）の2つのケースで被害を想定している。震度分布は、レベル1で市域の61.5%が震度7（38.5%が震度6強）、レベル2では86.1%が震度7（13.8%が震度6強）と予測されている。最大津波高はレベル1で約5m、レベル2では約10mに達する。被害想定は以下のとおりである。

	建物被害		人的被害		避難者		
	全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	1日後	1週間後	1か月後
レベル1	13,000棟	9,300棟	400人	4,900人	38,395人	46,642人	39,874人
レベル2	15,000棟	9,600棟	600人	5,700人	43,703人	50,579人	48,610人

さらに、袋井市が、海岸防災林や河川堤防が地震と同時に破壊される厳しい条件を前提として、独自に実施した南海トラフ地震を想定した津波シミュレーションでは、東日本大震災と比較して浸水区域は相対的に狭いものの、海岸線から約500m内陸の国道150号付近まで浸水深5m以上が想定されており、沿岸部を中心に甚大な被害が発生する恐れがある。

(地震：静岡県第5次地震被害想定)

県は、第4次被害想定公表からの知見更新と国の新想定を踏まえ、令和7年度から令和8年度にかけて「第5次地震被害想定」を策定するための調査・検討を進めている。第5次想定では、従来の震度分布・津波高に加え、長周期地震動や災害関連死、被害想定手法の高度化、防潮堤や海岸保全施設の効果等を含めたより詳細な被害推計が行われる。県は、国の新たな被害想定も踏まえ、最大クラス地震での被害規模が大きくなる可能性を重視しており、想定精緻化とそれに基づく地域対策の見直しを行う方針である。

(その他)

袋井市の液状化危険度マップでは、原野谷川流域の高尾地区、新池地区、諸井地区にて「液状化の可能性はある」とされている。原野谷川北側の地域は液状化の「可能性が低い」とされるが、県道58号袋井春野線沿いには、「可能性が高い」「可能性はある」箇所が見られる他、上山梨地区、深見地区、太田地区、延久地区などの太田川沿いに「可能性が高い」箇所が指摘されている。

(感染症)

袋井市における感染症リスクとして、季節性インフルエンザ、ノロウイルス等による集団感染が想定される。これらの感染症は、従業員の出勤停止、来店客減少、取引先との業務停滞など、事業継続に直接的な影響を及ぼす可能性がある。管内事業所においても、感染症発生時に備え、従業員の健康管理、職場環境の整備、業務継続体制、行政との地域連携が重要である。また、令和2年に流行した新型コロナウイルス感染症のように、治療法等の対策の未確立による感染が拡大し、社会不安や事業活動、社会経済活動が停止してしまう可能性があり、事業者の廃業や経営破綻、サプライチェーンの崩壊を招くことになってしまうため、地理や地形等の地域の特性に関わらず影響される災害リスクとして認識をしておく必要があるとともに、事業者のみならず住民への適切な支援や要請が求められる。

(サイバー攻撃)

近年、デジタル化の進展に伴い、セキュリティ対策が十分でない小規模事業者を標的としたサイバー攻撃（ランサムウェア等）が増加している。これらの攻撃は、個々の事業者の事業停止を招くだけでなく、サプライチェーン全体へ被害が波及し、地域経済の停滞につながるリスクを高めている。

自然災害と同様にサイバーリスクを事業継続上の重要課題と位置づけ、注意喚起や情報提供、専門家との連携による相談対応などを通じて、地域事業者の情報セキュリティ強化支援に取り組む。

(3) 域内の商工業者の状況

- ・ 商工業者数 3,370 人
- ・ 従業者数 43,874 人
- ・ 小規模事業者数 2,227 人

数値は令和3年度経済センサス（活動調査）を静岡県が集計した数値となっている。

（事業継続力強化に取り組む事業者数は、後述の商工業者法定台帳、巡回訪問・窓口相談等により把握していくこととする。）

【内訳】

業種	商工業者	従業者数	小規模事業者	備考（事業所の立地状況等）
商業	708	6,418	416	
工業	386	15,202	257	東海道線沿線に多くの工場が立地
建設業	348	1,880	331	
サービス業	1,569	17,497	995	理美容業者が多く開業している
宿泊・飲食業	338	2,594	211	駅前、山梨地区、国道沿いに多数
その他	21	283	17	農林業・漁業・鉱業

(4) これまでの取組

(袋井市の取組)

・袋井市地震災害対策、災害対応マニュアルの作成

袋井市では発災時に職員が取るべき行動マニュアルを作成し、異動がある毎年4月～5月に修正を行っている。各部の分掌事務や連絡網の整備の他、宿泊施設やインフラ、生活必需品の確保や輸送方法等について市内事業者と協定を結んでいる。

・袋井市地震・津波対策アクションプログラム2023の策定

県は、地震・津波対策の強化を目指す「静岡県地震・津波アクションプログラム(AP)2013」の計画期間が終了し、令和5年度からの10年間の計画期間とする「静岡県地震・津波アクションプログラム(AP)2023」を新たに策定した。袋井市も、歩調を合わせ「袋井市地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、過去の10年間の進捗を踏まえ、施策体系を再編するとともに、「人命被害ゼロ及び減災効果の持続化」と「避難生活の健全化」に重点を置き、ハード・ソフト両面から89アクションにより防災・減災対策を推進している。○AP2013（H25～R4）、●AP2023（R5～14）

・地域防災計画（令和7年3月改訂）

災害対策基本法に基づき策定された「地域防災計画」を運用。令和3年7月には「風水害対策編」が新設され、激甚化する豪雨災害への対応が強化されている。

・各種防災マップと情報提供

津波・洪水・ため池ハザードマップの整備に加え、液状化危険度マップや「どまんなか袋井ナビ」などの地図情報配信サービスを提供。防災ガイドブック（日本語・英語・ポルトガル語）や津波一時避難施設一覧も作成。令和5年4月には各種災害リスク、避難所、避難経路等を総合的にまとめた「袋井市防災マップ」を整備している。

袋井市 企画部 デジタル政策課 〒437-8666 静岡県袋井市新屋1-1-1

Copyright(c) FUKUROI CITY OFFICE AllRights Reserved.

公共施設や防災情報など様々な地図情報を、自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットで閲覧可能

<https://www2.wagmap.jp/fukuroi/Portal>

【どまんなか袋井 navi】



・水災害対策プラン

浸水被害が頻発する地区や台風による甚大な被害を受けた地区を対象に、県と連携して「水災害対策プラン」を策定。敷地川などを対象河川とし、河川管理者による河川改修を進めることはもとより、住民一人ひとりに至るまでの流域のあらゆる関係者が認識を共有しながら、各々が取り組むべき「流域治水」を強力に推進している。

・防災都市づくり計画

密集市街地における火災延焼や建物倒壊、道路閉塞等の災害リスクについて、都市構造上の課題を目指し、中長期的な視点でまちづくりの観点から防災力を強化する取組を推進している。

・袋井消防本部アクションプラン 2025

消防体制の強化を目的に、「火災・救助活動体制の強化」、「救急業務の高度化」、「火災予防対策の徹底」、「職員のモチベーション向上」等4つの基本目標を掲げて31施策を推進。

・津波避難施設の整備

平成24～28年度にかけて「平成の命山」を造成（4基整備）。津波避難タワー「きらりんタワー」、浅羽南小学校外階段の新設、民間事業所・共同住宅を津波一時避難施設として指定するなど、津波時の避難拠点を順次整備。

・防潮堤整備（静岡モデル防潮堤整備事業）

県が実施する海岸防災林造成事業と連携し、浅羽海岸5.35kmについて、高さ10mの津波（レベル2）に対する防潮堤（標高12m）の整備を完了している。

・防災訓練の実施

毎年9月に総合防災訓練、12月に地域防災訓練を実施。その他、土砂災害・津波・原子力・医療救護訓練など、多様な災害を想定した訓練を継続的に実施している。

・防災備蓄・物資拠点

平成28年10月に豊沢の丘防災広場に大型備蓄倉庫を整備。平常時は資機材の保管庫として活用し、災害発生時には避難所への供給や国・県からの支援物資の受け入れ拠点として運用。

・消防防災拠点の整備

袋井市・森町広域行政組合が連携し、「袋井消防庁舎・袋井市防災センター」を整備。南海トラフ巨大地震や複雑化する災害に迅速・的確に対応するため、令和2年4月から運用開始。

（袋井商工会議所の取組）

・BCP関係のセミナーを毎年開催し、会員等に周知を行ってきた。

※過去5年の開催内容

開催日	テーマ	講師
R3.7.30	講演会「災害時における被害想定と防災対策」	静岡県西部局 危機管理課 川島廉 氏
R4.2.4	リスクに備え、稼ぐ力を強化するためのBCP策定セミナー	静岡県BCPコンサルティング協会 副理事長 宮角良介 氏

R4. 7. 7	BCP セミナー～過去の災害から学ぶ教訓と事業継続計画策定のポイント～	MS&AD インターリスク総研株式会社リスクマネジメント第四部事業継続第一グループ主任コンサルタント 甲斐将広 氏
R4. 11. 28	BCP（事業継続計画）個別相談会	鈴木宜二技術士事務所 鈴木宣二 氏
R6. 1. 22 2. 7	災害・感染症に負けないための BCP 個別相談会（2日間）	鈴木宜二技術士事務所 鈴木宣二 氏 経営革新パートナー 竹内康博 氏
R6. 12. 6 12. 16	災害・感染症に負けない為の BCP 個別相談会	（一社）静岡県中小企業診断士協会 大竹秀昇 氏・竹内康博 氏
R7. 11	BCP（事業継続計画）普及チラシを作成、毎月発送の会報誌へ同封し BCP 策定や見直しへの推進を行った。	

- ・平成 25 年 3 月に「袋井商工会議所災害対策マニュアル」を制定、必要に応じて随時改正を行っている。
- ・静岡県商工会議所連合会が推奨するビジネスチャットサービス「elgana（エルガナ）」を県内商工会議所で運用して連携を図っており、袋井商工会議所でも令和 2 年 12 月から運用を開始した。そのため、従来の安否確認システムは廃止した。
- ・年 2 回、袋井商工会議所の入居している袋井新産業会館キラットの防災訓練に参加をしている。

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

（1）課題

①事業者への BCP 策定の推進不足、職員の知識、支援力の不足

- ・市内事業所の BCP 策定が進んでいない、策定率や策定状況を正確に把握できていないことが第一にある。管内小規模事業者の策定状況を把握し、昨今の災害発生状況に伴う必要性の周知と策定の推進、策定後のケアを進めていく必要がある。

②職員の知識、支援力の不足

- ・職員の BCP 策定に関する専門的な知識不足、支援スキル、ツール活用への課題がある。

（2）対策

①事業者への BCP 策定の推進

- ・巡回及び窓口相談において、館内小規模事業者に対してヒアリング・アンケート調査を実施し、その結果に基づき、小規模事業者の BCP 策定の意識向上や策定支援を行う。
- ・収集した情報を袋井市と共有し、地域防災計画との整合性を図る。

②職員の知識、支援力の向上

- ・職員が県・中小機構等の研修を受講し、BCP 支援に必要な知識・スキルを習得する。
- ・職員間での勉強会やケーススタディを実施し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

①BCP 策定率の向上

- ・帝国データバンク（2025年5月調査、県内企業765社対象、有効回答数314社）によると、県内企業のBCP策定率は24.5%に留まり、大企業28.3%に対し中小企業は23.9%と依然として低い水準にある。未策定の理由には「スキル不足」「人材・時間・費用の不足」が挙げられており、袋井市内事業者においても同様の課題が想定される。袋井市内の事業所において、商工業者法定台帳、集団講習会・個別指導を組み合わせることで、年間3%の策定率向上を目標とする。

②災害リスク認識と周知強化

- ・管内小規模事業者に対して「まずは簡易な対策から始められる」ことを強調し、BCP策定の必要性を広く周知する。会報誌への定期的な掲載や、巡回訪問、窓口対応時におけるツール・広報紙の活用により、継続的かつ多面的な情報発信を行う。

③職員の支援力向上

- ・職員の知識・スキル強化のため、月1回の定例勉強会や経営支援グループ会議での情報共有を実施。袋井商工会議所主催のセミナーや他団体の研修へ積極的に参加し、専門家との連携を深めながら支援体制を強化する。

【その他】

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・毎年作成する特定商工業者法定台帳に「BCP策定・取組状況」の記入欄を設け、各事業者の状況を継続的に把握する。日々の巡回指導や窓口相談における、聞き取り調査を実施し、管内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況を個別かつ定性的に把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・職員の巡回訪問の際にハザードマップなどを活用し、事業所が抱える災害リスクやその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行

政の支援策の活用等) の必要性の啓発を行う。

②災害発生時に必要な資金の算定・比較シートの活用

- ・経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html



【経済産業省関東経済産業局リスクファイナンス判断シート】

③広報ツールの活用

- ・会報誌や市広報誌、チラシ、ホームページ、LINE 等において、BCP や事業継続力強化計画の必要性、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、ビジネス総合保険の紹介、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

④セミナー・講演会や個別相談会の開催

- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、実際の災害事例に基づく解説や対応事例の共有を行う普及啓発セミナーだけでなく、防災・減災等の幅広いテーマを題材にした講演会を開催し、その後、必要に応じて個別相談会を行い、事業者が具体的な策定や見直しに移せるよう伴走支援を行う。

(3) フォローアップ

- ・袋井市（地域の自治会）が実施する総合防災訓練、地域防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。

<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>



【事業継続力強化計画
実行性向上支援事業】

- ・事業者 BCP の策定後 3 年が経過した事業者に対し、巡回・窓口による指導を実施し、訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・会報誌、広報誌、ホームページなどで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関連団体等との連携

- ・(一社) 静岡県中小企業診断士協会、静岡県 BCP コンサルティング協同組合等と連携し、小規模事業者の事業継続力強化計画等の周知や策定支援を推進する。
- ・東京海上日動火災保険株式会社浜松支店等の損害保険会社と連携し、セミナーや個別相談会を実施する。また、小規模事業者の事業継続力強化計画の策定支援とリスクに見合う災害保険や共済制度への加入を推進する。
- ・日本政策金融公庫、静岡県信用保証協会をはじめとする金融機関と連携し、災害発生時に資金が必要となる事業者に対して、制度融資の紹介や手続き支援を行う。平時からも連携を深め、資金繰りに関する相談体制を整備する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

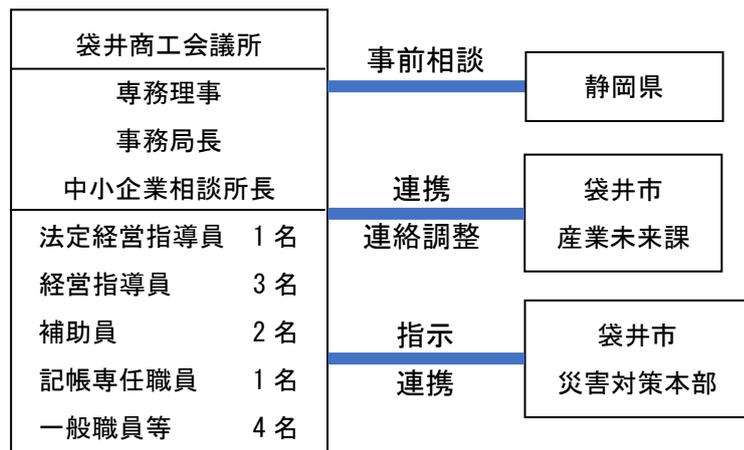
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 2 月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・袋井商工会議所、袋井市（産業未来課・災害対策本部）が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年 1 回、連絡協議会を開催する。
- ・また、認定主体である県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を 16 地区に分け、中小企業相談所長・法定経営指導員・経営指導員等で巡回指導を行う。法定経営指導員・経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築すると共にリスクに見合う災害保険や共済制度への加入を推進する。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・中小企業相談所長・法定経営指導員 1 名、経営指導員 3 名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を袋井商工会議所と袋井市の連絡協議会（年 1 回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・事業者への支援にあたる全職員が基礎的知識を習得し、経営指導員だけでなく、職員全体で事業継続力強化計画策定を支援できる体制を構築する。専門知識やノウハウを持つ専門家を講師に招き、職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 岩崎 直樹 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

③広域経営指導員の可否

経営指導員 岩崎直樹は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会議所、関係市連絡先

①袋井商工会議所・中小企業相談所(F-Station)

〒437-0023 静岡県袋井市高尾 1129-1

電話番号 0538-42-6151 / FAX番号 0538-42-9871

URL <http://www.fukuroi-cci.or.jp/>

E-Mail fkcci@fukuroi-cci.or.jp (代表)

E-Mail iwasaki@fukuroi-cci.or.jp (担当者：岩崎直樹)

②袋井市産業部産業未来課

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

電話番号 0538-44-3136 / FAX番号 0538-44-3179

URL <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

E-Mail sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
必要な資金の額	800	800	900	900	900
① 専門家派遣費	350	350	450	450	450
② 協議会運営費	50	50	50	50	50
③ セミナー開催費	200	200	200	200	200
④ パンフ・チラシ等作成費	200	200	200	200	200

調達方法
会費収入、静岡県補助金、袋井市補助金、事業収入等 ただし、上記経費のうち、講師や専門家の謝金、旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や日本商工会議所、静岡県商工会議所連合会と連携協定を結ぶ損保会社等が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
①一般社団法人 静岡県中小企業診断士協会 会長 清水 進矢 〒420-0857 静岡市葵区御幸町 3-21 ペガサート 3 階 TEL054-255-1255 ②静岡県 BCP コンサルティング協同組合 理事長 高橋 義久 〒424-0038 静岡市清水区西久保 283-2 TEL054-367-2667
連携して実施する事業の内容
①、②共に同様の内容 袋井商工会議所が経営相談の希望者のうち必要と認めた小規模事業者に対して、随時個別指導の方法及び集団指導の方法により、経営に関する診断、勧告、指導等を行うための経営専門指導員として、静岡県 BCP コンサルティング協同組合に所属する組合員を袋井商工会議所が指定する日時に、袋井商工会議所又は、袋井商工会議所の指定する場所に派遣する。
連携して事業を実施する者の役割
①、②共に同様の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者の BCP 策定の啓発や策定支援に向けたセミナー ・小規模事業者が策定した BCP 内容の診断、見直し、指導 ・個別相談会等によるフォローアップ支援
連携体制図等
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者の BCP 策定の啓発や策定支援に向けたセミナー ・小規模事業者が策定した BCP 内容の診断、見直し、指導 ・個別相談会等によるフォローアップ支援
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者の BCP 策定の啓発や策定支援に向けたセミナー ・小規模事業者が策定した BCP 内容の診断、見直し、指導 ・個別相談会等によるフォローアップ支援